

越旨と説明ヲ納リマス。何卒御審査ヲ御願ビ候シマス。

昭和二十年三月七日會議議案



農商省官制中改正ノ件 参照添附

勅令第 號

農商省官制中左ノ通改正ス

第一條中「物價一般」ヲ削ル

第三條中「物價局」ヲ「資材局」ニ改ム

第四條中「農林畜水產業」經營ニ必要  
ナル物資(肥料、飼料及纖維工業品ヲ除ク)  
ノ配給及消費並ニ油脂」ヲ「並ニ物價統制」

ニ改ム

第五條中「耕地」ヲ「耕地並」ニ改メ「肥料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)並ニ飼料」ヲ削ル

第十條 資材局ニ於テハ肥料(化學肥料  
ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費)、飼料其ノ他ノ農林畜水產業ノ經營ニ必

要ナル物資(纖維工業品ヲ除ク)及油脂  
ニ關スル事務ヲ掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

○農商省官制

明治十八年

第一條 農商大臣ハ農林畜水產物、飲食料品、織維工業品、主トシテ國民生活ノ用ニ供スル其ノ他ノ工業品及此ノ等ノ生産ニ必要ナル專用物品ノ生産、配給及消費、物價一般、農山漁家、商一般並ニ度量衡及計量ニ關スル事務ヲ管理ス

第三條 農商省ニ左ノ七局ヲ置ク

總務局  
農政局

山林局

水產局

鐵維局

生活物資局

物價局 資材局

第四條 總務局ニ於テハ物資ノ生產、配給及消費、綜合計畫ノ設定其ノ他重要政策ノ綜合調整、農林畜水產業ノ經營ニ必要ナル物資(肥料、飼料及鐵維工業品ヲ除ク)ノ配給及消費並ニ油脂並ニ物價統制ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 農政局ニ於テハ農事及農產物、畜產及

畜產物、耕地耕地並、農業保險及家畜保險、肥

料(化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消

費)並ニ飼料ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 物價局ニ於テハ物價並ニ日用品(衣料品及農林畜水產物ヲ除ク)ノ生產、配給及消費ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 資材局ニ於テハ肥料(化學肥料並ニ竹子等)、其ノ生產數量、配給及消費(飼料其ノ他ノ農林畜水產物、鐵維等)並ニ物資(鐵維工業品等)

品ラ除ク及油脂ニ關タル事務ヲ掌ル

附則

本令公布ノ日より之ヲ施行ス

(参考)

外商省回函抄

第九條 生活物資局ニ於テハ飲食料品、度量衡及計量法ニ他ノ主管ニ  
屬スルモノヲ除クノ外商工業及工業品ニ關スル事務ヲ掌ル

農商省官制改正説明書

農商省官制改正ノ要點ハ

①第一條ヨリ「物價一般」ヲ削リ農商大臣ノ管理スル事務ノ一部ニ付  
改正スルコト。

②物價局ヲ廢止スルコト

③新ニ資材局ヲ設置スルコト

ノ三點ニシテ其ノ改正ノ理由次ノ如シ

一 管理事務ノ改正

今般戰時物價政策ノ強力ナル遂行ヲ期スル爲物價一般ニ關スル事務ハ  
之ヲ内閣總理大臣ノ管理スル綜合計畫局ニ於テ主掌スルコトト爲ル

トト聯聯シテ農商大臣ノ管理事務中ヨリ物價一般ニ關スル事務ヲ削除  
セントスルモノナリ

## 二 物價局ノ廢止

物價一般ニ關スル事務ノ内閣修官ニ伴ヒ物價局ハ之ヲ廢止シ其ノ管掌事務ノ中所管物資ノ物價統制ニ關スル事務ハ之ヲ總務局ニ、自用品ニ關スル事務ハ之ヲ生活物資局ニ夫々移管セントスルモノナリ

## 三 資材局ノ設置

行政ノ強力且適確ナル運營ヲ期スル爲現在総務局及農政局ニ於チ分掌シ居ル農林畜水產藥用資材竝ニ之ト密接ナル聯聯ヲ有スル油脂ニ關スル事務ヲ統合シ新ニ資材局ヲ設置セントスルモノナリ

資材局ニ於テ管掌スル事項概ネ左ノ如シ

(1) 肥料（化學肥料ニ付テハ其ノ生産數量、配給及消費）ニ關スル事項

(2) 飼料ニ關スル事項

(3) 農機具、農業藥劑、農工品、漁網綱等ニ關スル事項

(4) 油脂ニ關スル事項

例前各號ノ物資ノ生産ニ必與ナル其ノ他ノ資材、輸送力等ノ確保ニ關

昭和二十年三月七日會議議案

昭和二十一年三月七日大藏  
省令第百十三號  
布

農商省要員局臨時設置制 參照添附